

株式売買で損失が出た時の 確定申告について

松九会 西地区
地区委員 松尾

株式売買での確定申告の選択

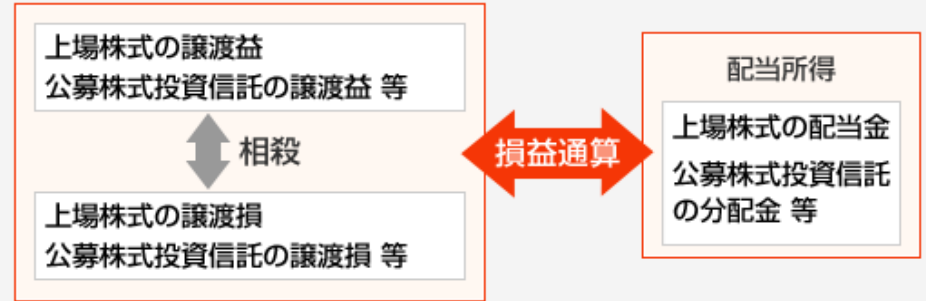
株式売買で損失

一般的な株式売買



一般口座での株式売買 ↓ 損失が出た場合の確定申告

同一年内



累計	2021年	2022年	2023年
年間譲渡損益	-700万円	+200万円	+200万円
前年からの繰越譲渡損失額	--	-700万円	-500万円
繰越控除 (確定申告)	--	-500万円	-300万円
納税額	0万円	0万円	0万円

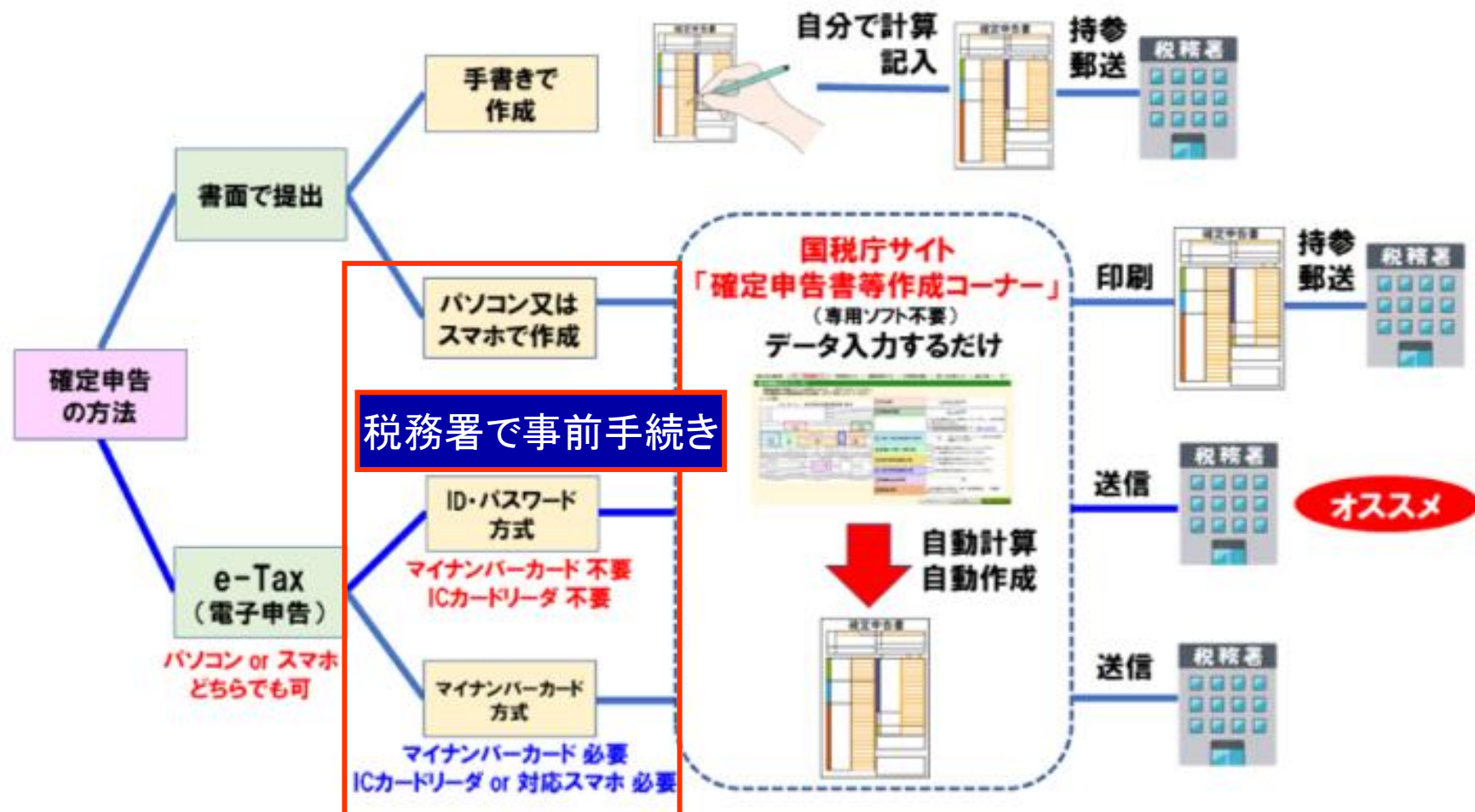


翌年以降3年間譲渡損失を繰り越せる(毎年確定申告が必要)
※繰り越した年の「上場株式・公募株式投資信託の譲渡益等」
及び「上場株式の配当金・公募株式投資信託の分配金等」と相殺が可能

406,300円※

確定申告 提出方法

書面提出 or e-tax (電子申告)



国税庁HP 確定申告



トピックス

スマホとマイナンバー
カードでe-Tax!



マイナポータル連携で
自動入力!



スマホアプリで納付



国税庁ホームページを検索



確定申告をクリック



令和4年分

確定申告書等の作成

＼スマホやパソコンで申告可能!／

確定申告書等作成コーナー



所得税等の相談

国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

作成コーナートップ

お知らせ

一覧

- 2022/01/04 令和3年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました
- 2022/01/04 スマホがICカードリーダーライタの代わりになります
- 2022/01/20 【ご留意】スマホでマイナンバーカードをうまく読み取れないときの確認事項を掲載しました

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



作成開始



保存データを利用して作成



新規作成時

或

前年利用時

※ 過去のマイナンバーカードを利用している場合

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxの受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。ご利用にはマイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライタ）が必要です（納税手続きなどの一部機能を除きます。）。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が【.txt】）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確定申告情報

e-Taxの利用方法について



作成コーナーの
マニュアル等

マイナンバーカード
の取得



ご利用ガイド

作成の
流れ

入力例

ご利用に
なれない方

など

確定申告書の記載手順

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
 をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

(単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (2から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) <input type="checkbox"/>	入力する		
不動産所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
利子所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
配当所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
給与所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
雑所得 <input type="checkbox"/>	公的年金等	入力する	
	業種	入力する	
	その他		
総合課税所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
一時所得 <input type="checkbox"/>	入力する		
合計 <input type="checkbox"/>			

※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。

入力する をクリック

4 金融・証券税制 (入力項目の選択)

次の画面が表示されますので、案内に従って入力を進めます。

金融・証券税制 (入力項目の選択)

総合課税とは

所得税は、1人1人の所得に対して課される税金ですが、対象となる所得はその所得を課した方法によって10種類に区分され、それぞれの所得について所得金額の計算方法が決められています。そして、所得税の課税方法は大きく「総合課税」と「分離課税」の2種類があります。

(1) 総合課税と分離課税の違い

総合課税とは、個人1人の所得をすべて合算して課税の対象となる計額のしくみで、対象となる所得をすべて合算して、その合計額に対して累進税率によって課税します。

一方、分離課税はそれぞれの所得ごとに税率が決まっています。

分離課税の対象となる所得は、以下のとおりです。

退職所得
山林所得
土地・建物の譲渡所得
株式等の譲渡所得
利子所得 (特定公社債等の申告分離課税を選択したもの)
配当所得 (上場株式等の申告分離課税を選択したもの)
先物取引

なぜ、これらの所得については総合課税ではなく分離課税とするのかについては、たとえ分離課税の対象となる所得のひとつの「退職所得」は、長年働いたことに感謝する退職金が該当しますが、退職金は老後の生活資金となる性格をもちます。それなのに他の所得と合算して課税してしまうのは不適当であるという配慮から、税負担を軽くするために、別の所得と切り離して計算することとしたのです。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当所得がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。)

総合課税
 申告分離課税
 配当等がない

→ 総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 (配当所得、上場株式等に係る配当所得等) 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- 特定口座 (源泉徴収あり) のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- 特定口座 (源泉徴収なし) での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、特定口座 (源泉徴収あり) での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

株式等の「取引明細」などの内容を入力する方

特定口座 (源泉徴収あり・源泉徴収なし) 以外で株式等の売却等がある方はこちら

該当する項目にチェックした後、入力してください。

一般株式等の売却がある。
→ 一般株式等とは

特定口座 (源泉徴収あり・源泉徴収なし) 以外で上場株式等の売却がある。
→ 上場株式等とは

特定管理株式会社等が債権を失った場合の特例の適用がある。
→ 特定管理株式会社等が債権を失った場合の特例とは

特定投資株式の取得に要した金額の特例の適用がある。
→ 特定投資株式の取得に要した金額の特例とは

株式等の「取引明細」などの内容を入力する

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

ここをクリック

確定申告書の記載手順

株式等の譲渡（上場株式の譲渡損失の繰越し）編

7 金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）

一般口座で売却した上場株式等の取引明細を入力します。

※ ご自分で作成された上場株式等の取引明細を提出される場合には、当画面の項目について入力する必要はありませんので、画面下の『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックしてください。

金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）

特定口座以外（一般口座）での上場株式等の譲渡について、取引明細を入力してください。
※ 特定口座に係る取引は、入力しないでください。

ご自分で作成された取引明細を提出される場合には、入力する必要はありませんので、画面下の「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、次画面で取引内容の合計を入力してください。
この画面で入力を行う場合、次画面の「譲渡による収入金額の合計額」、「取得費（取得価額）の合計額」及び「譲渡のための委託手数料の合計額」に、当画面で入力した合計額が反映されます。

入力例

金融商品取引業者等ごとに、「数量」、「譲渡による収入金額」、「取得費（取得価額）」及び「譲渡のための委託手数料」の合計を入力してください。

	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄 (全角30文字以内)	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）
	数量	金融商品取引業者名・支店名 (全角28文字以内)	譲渡のための 委託手数料	取得年月日
1	令和2年 <input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	大興電子通信株式会社	円 5,700,000	円 7,200,000
	株(口、円) <input type="text" value="3,000"/>	野村ネット	円 57,000	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日 <input type="checkbox"/> 譲渡した株式等の銘柄を2回以上に わたって取得している。
2	令和2年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日		円	円
	株(口、円)		円	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日 <input type="checkbox"/> 譲渡した株式等の銘柄を2回以上に わたって取得している。

銘柄単位に入力

①

上場株式等取引の記載例

株式取引例 銘柄単位にまとめる

2019年株式投資結果

	銘柄	約定日	購入価格	株数	取得価額	手数料 (税込)	投資金額	総投資	約定日	譲渡価格	株数	譲渡価額	譲渡収入額	手数料(税込)	精算金額	損益	
1	大興電子通信株式会社	2018/10/2	818	100	81,800	150	-81,950										
2	大興電子通信株式会社	2018/10/3	746	200	149,200	324	-149,524										
3	大興電子通信株式会社	2018/12/11	628	100	62,800	150	-62,950										
4	大興電子通信株式会社	2018/12/19	542	600	325,200	515	-325,715	-620,139	2019/2/21	640	1000	640,000	640,000	1,029	638,971	18,832	
5	協立エアテック株式会社	2018/12/3	790	100	79,000	150	-79,150		2019/2/26	720	500	360,000		430			
6	協立エアテック株式会社	2018/12/17	750	300	225,000	324	-225,324		2019/2/26	721	100	72,100		85			
7	協立エアテック株式会社	2018/12/19	686	600	411,600	515	-412,115		2019/2/27	721	500	360,500		515			
8	協立エアテック株式会社	2018/12/21	630	500	315,000	515	-315,515	-1,032,104	2019/3/4	721	400	288,400	1,081,000	324	1,354	1,079,646	47,542
9	セイコーエプソン	2019/2/28	1,647	500	823,500	1,029	-824,529	-824,529	2019/4/1	1,720	500	860,000	860,000	1,029		858,971	34,442
10	キャノン電子	2017/4/5	1,780	200	356,000	515	-356,515										
11	キャノン電子	2017/4/12	1,740	200	348,000	515	-348,515										
12	キャノン電子	2019/2/22	1,836	200	367,200	515	-367,715	-1,072,745	2019/7/4	1,860	600	1,116,000	1,116,000	2,057	1,113,943	41,198	
13	株式会社ニコン	2019/2/22	1,716	500	858,000	1,029	-859,029										
14	株式会社ニコン	2019/3/4	1,661	500	830,500	1,029	-831,529		2019/7/1	1,570	1,000	1,570,000		2,057			
15	株式会社ニコン	2019/3/14	1,641	200	328,200	515	-328,715		2019/7/11	1,575	200	315,000		515			
16	株式会社ニコン	2019/7/19	1,490	200	298,000	324	-298,324										
17	株式会社ニコン	2019/7/31	1,479	300	443,700	515	-444,215	-2,761,812	2019/11/8	1,498	500	749,000	2,634,000	1,048	3,620	2,630,380	-131,432
18	ヘリオステックホールディングス	2019/3/1	708	1,000	708,000	1,029	-709,029		2019/12/10	501	1,000	501,000		1,048	499,952	-209,077	
19	システム情報株式会社	2018/9/26	1,592	100	159,200	324	-159,524										
20	システム情報株式会社	2018/10/2	1,545	200	309,000	515	-309,515		2019/2/22	1,470	100	147,000		205			
21	システム情報株式会社	2018/11/14	1,400	200	280,000	324	-280,324		2019/2/22	1,468	400	587,200		824			
22	システム情報株式会社	2018/11/20	1,301	500	650,500	1,029	-651,529		2019/2/27	1,480	500	740,000		1,021			
23	システム情報株式会社	2018/12/25	947	500	473,500	515	-474,015		2019/2/27	1,500	500	750,000		1,036			
24	システム情報株式会社	2019/4/1	1,890	100	189,000	324	-189,324		4月末1:2分割								
25	システム情報株式会社	2019/4/2	1,805	100	180,500	324	-180,824		2019/7/5	1,129	400	451,600		515			
26	システム情報株式会社	2019/7/30	1,224	100	122,400	324	-122,724										
27	システム情報株式会社	2019/8/28	1,053	100	105,300	324	-105,624										
28	システム情報株式会社	2019/11/12	980	200	196,000	330	-196,330										
29	システム情報株式会社	2019/11/13	939	400	375,600	524	-376,124	-3,045,857	2019/12/24	1,090	800	872,000	3,547,800	1,048	4,649	3,543,151	497,294
30																	
								-9,357,186				10,379,800	9,878,800	14,786	10,365,014	298,799	
								取得価額				譲渡価額計		委託手数料合計			

確定申告書の記載結果例

国税庁HP(2022-02-16:09:23:43. 72)

2 面(確定申告書付表)

<申告内容確認票>

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成30年分)	①(前年分の付表の2欄の金額) 円 0	④(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 0	⑤(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分(令和01年分)	②(前年分の付表の3欄の金額) 125,717	①(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0	⑦(⑥-①-⑤) 円 125,717
本年の前年分(令和02年分)	③(前年分の付表の5欄の金額) 149,388	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0	⑧(⑦-⑥-①) 円 149,388
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑪+⑬)		⑨(計算明細書の「上場株式等」の⑫)へ 0	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑭+⑮+⑰)		申告書第三表⑮へ 0	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑤+⑦+⑧)		申告書第三表⑮へ(※2) 円 345,346	

(注) ①④⑥⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑰の金額は、②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰の申告が必要で、翌年の確定申告の際に使用します。(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①④の「上場株式等」の⑬欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び⑯本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額(※)	⑫	円 0
--	---	--------

※ ⑫欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

国税庁HP(2022-02-16:09:18:25. 93)

2 面(計算明細書)

(控)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先(金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	株式会社福岡証券会社、七瀬銀行	円 1,950,400	円 1,767,600	円 182,800	円 27,995
源泉口座・簡易口座	証券会社、銀行	()	()	()	()
源泉口座・簡易口座	証券会社、銀行	()	()	()	()
源泉口座・簡易口座	証券会社、銀行	()	()	()	()
源泉口座・簡易口座	証券会社、銀行	()	()	()	()
合計(上場株式等(特定口座))		1面 ①へ 1,950,400	1面 ④へ 1,767,600	182,800	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 27,995

○ この用紙は控用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日(償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等(上場株式等)	3・2・10	ヘリオステクノホールディングス	1,000.00	株(口、円) 野村ネット&コール	円 351,000	円 647,039	円 524	. . (31・4・25)
一般株式等(上場株式等)	3・5・7	ヘリオステクノホールディングス	1,000.00	野村ネット&コール	円 371,000	円 626,530	円 524	. . (1・7・17)
一般株式等(上場株式等)	3・12・28	キャノン	1,000.00	野村ネット&コール	円 2,873,000	円 2,709,781	円 3,143	. . (31・4・23)
一般株式等(上場株式等) (. . .)
一般株式等(上場株式等) (. . .)
合計		一般株式等			1面 ①へ 3,595,000	1面 ④へ 3,983,350	1面 ⑤へ 4,191	
		上場株式等(一般口座)			1面 ①へ	1面 ④へ	1面 ⑤へ	